

情報提供資料

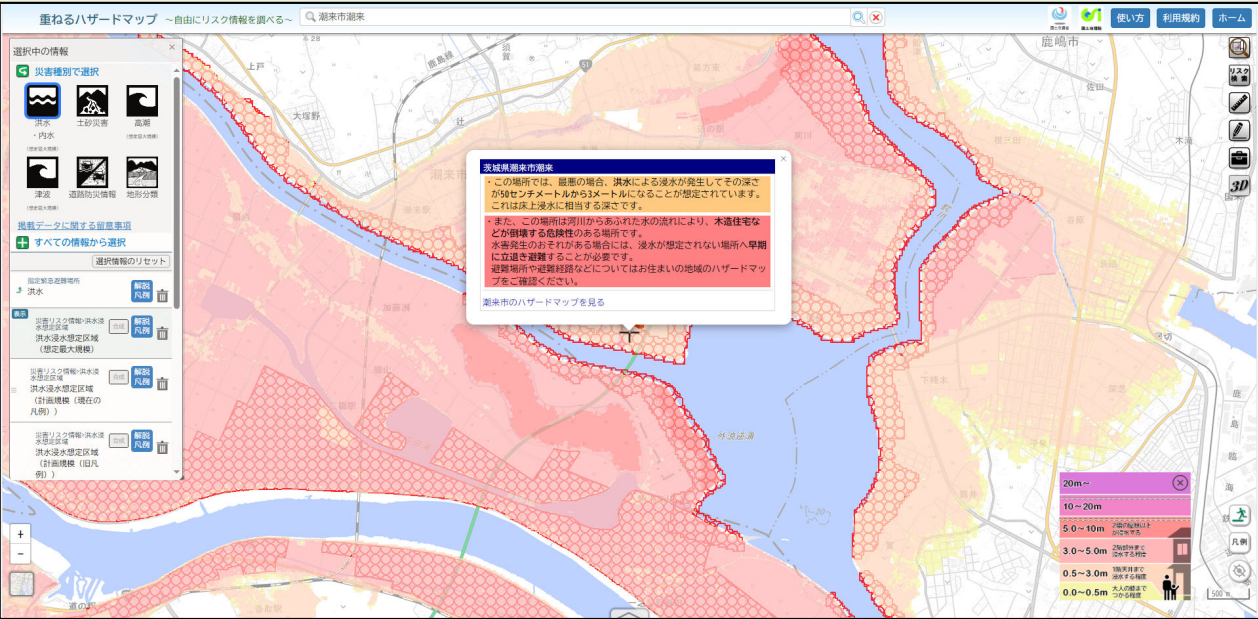
- ①ハザードマップポータルサイトリニューアル
- ②水害ハザードマップ作成の手引き改定
- ③学校における水害対策の推進
- ④「防災教育ポータル」掲載コンテンツの活用
- ⑤大雨特別警報解除時における臨時洪水警報の発表
- ⑥要配慮者利用施設の避難訓練の実施（避難訓練の支援ツール）
- ⑦要配慮者利用施設における避難訓練支援ツールの周知
- ⑧ワンコイン浸水センサ実証実験_第2回実証実験関係者全体の情報共有・意見交換会議
- ⑨水害リスクラインについて（市町村向け）

全国の災害リスク情報などをまとめて閲覧することができるWebサイト「ハザードマップポータルサイト」をリニューアルし、誰でも簡単に災害リスクが理解できるよう改良しました。

全国の災害リスク情報や防災に役立つ情報をまとめて閲覧することができる「ハザードマップポータルサイト」のリニューアルを行い、「重ねるハザードマップ」で住所入力や現在地検索するだけでその地点の災害リスクや災害時にとるべき行動が文字で表示される機能を追加し運用開始しました。

これは「ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会」の議論を踏まえたものであり、必要な情報がマップだけでなくテキスト情報で表示されることにより、音声読み上げソフトを使用すれば視覚障害者の方にも利用可能になるなど、命に関わる情報を誰もが容易に把握できるようになります。

また、トップページの構成を音声読み上げソフトに対応させるなど、Webアクセシビリティに配慮して変更しました。



◆リニューアルされた「ハザードマップポータルサイト」
<https://disaportal.gsi.go.jp/> (または「ハザードマップ」で検索)

国土交通省では、令和3年12月に「ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会」を設置し、「わかる・伝わる」ハザードマップのあり方について検討を進めてきました。

この検討結果が令和5年4月にとりまとめられたこと等を踏まえ、**水害ハザードマップ作成の手引きを改定しました。**

水害ハザードマップ作成の手引き

令和5年5月

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室

- 改定のポイント(平成28年4月)
 - ・ 水害時に屋内安全確保(垂直避難)では命を守りきれない区域が存在するため、市町村において「早期の立退き避難が必要な区域」を設定するよう記載(2.3 参照)
 - ・ 地域により発生する水害の要因やタイミング、頻度、組み合わせは様々に異なることから、市町村において事前に「地域における水害特性、社会特性」を十分に分析することを推奨(2.1 参照)
 - ・ 住民目線となるよう、「災害発生前にしっかり勉強する場面」、「災害時に緊急的に確認する場面」を想定して水害ハザードマップを作成するよう記載(3.1 参照)
- 一部改定のポイント(令和3年12月)
 - ・ 災害対策基本法の改正により避難勧告と避難指示が避難指示に一本化されたこと等を踏まえた所要の改定
 - ・ 「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月(内閣府))の改定及び「水害からの広域避難に関する基本的な考え方」(令和3年5月(内閣府))の策定を踏まえた所要の改定
- 一部改定のポイント(令和5年5月)
 - ・ ハザードマップの**ユニバーサルデザインに関する検討会の検討結果**を踏まえた所要の改定(第5章の追加)等



第5章 あらゆる主体に向けた「わかる・伝わる」ハザードマップの普及	119
5.1 あらゆる主体に「わかる・伝わる」ハザードマップ	119
5.1.1 「わかる・伝わる」ハザードマップの必要な機能	120
5.1.2 支援者への理解促進	121
5.1.3 避難計画作成における理解促進	121
5.2 あらゆる主体が理解できるハザードマップの実現	122
5.2.1 ハザードマップの地図面の充実	123
5.2.2 ハザードマップの情報・学習編の充実	124
5.2.3 あらゆる主体に「わかる・伝わる」ハザードマップの構成	125
5.3 あらゆる主体がアクセスできるハザードマップの実現	126
5.4 「わかる・伝わる」ハザードマップを公開するためのウェブサイトの姿	133
5.4.1 地図面(市町村版と全国版「重ねるハザードマップ」)	135
5.4.2 情報・学習編(解説文と具体的なウェブサイトの構成例)	136
【参考資料】	141

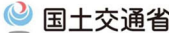
令和5年5月30日付「学校における水災害対策の推進について(通知)」
文部科学省より、各都道府県の教育委員会教育庁等あてに、学校施設の水害対策の推進のための手引きや、
国交省の出先事務所によるマイ・タイムライン作成のための講習会の開催などを行っていることを通知。

学校の水害対策に資する方策として、「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引」と「マイ・タイムライン」に関する情報をまとめましたので、お知らせします。各学校におかれては、これらを参考に水害対策の推進に取り組むようお願いします。 5 文科施第 187 号 令和 5 年 5 月 30 日 各 都 道 府 県 知 事 各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長 附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 の 長 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長 笠 原 隆 (公 印 省 略) 文部科学省総合教育政策局長 藤 江 陽 子 (公 印 省 略) 学校における水害対策の推進について (通知) 近年の頻発化・激甚化する豪雨等により、学校施設においても大きな被害が発生しています。また、 全国の公立学校の約 20%が浸水想定区域に立地していますが、浸水対策が十分であるとはいえない 状況にあります。また、令和 3 年度の流域治水関連法の制定等により、学校を含めた、流域に関わる 全ての関係者による治水対策の取組が求められています。 こうしたことを受け、文部科学省としては、学校の水害対策に資する方策について、下記のとおり とりまとめました。各学校設置者や学校におかれては、これらを参考の上、<u>ハード面・ソフト面の両 面から水害対策を推進するようお願いします。</u> なお、各都道府県におかれては、所管の学校法人等に対して、各都道府県教育委員会におかれては、 所管の学校及び域内の市区町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く。))に対して、各指定都市教育 委員会におかれては、所管の学校に対して、附属学校を置く各国立大学法人におかれては、所管の附 属学校に対して、構造改革特別区域法(平成 14 年法律第 189 号)第 12 条第 1 項の認定を受けた地方 公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いします。 <td> 記 踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引 ～子供の安全確保と学校教育 のための <u>頼り</u> かな学校施設を目指して～)について 令和 3 年 12 月から「学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力 基良昭 東京大学生産技術研究所教授)を開催し、今後の学校施設の水害対策の 具体的な検討手順等について検討を行い、このたび、手引として取りまとめました 水害に対して学校施設が担う役割、②水害リスクを踏まえた浸水対策の必要性、 担当の関係部局との連携体制の構築等の基本的な考え方を踏まえて、想定される 程度等を踏まえた学校施設の水害対策の方向性や優先度、個々の学校施設の対策 の具体的な検討手順等を示しています。 <u>おかれては、本手引を参考としつつ、関係部局等からの協力を得ながら、学校施設 さんでいただくようお願いいたします。なお、整備に際しては、老朽化対策などの することも視野に入れ、検討をいただくようお願いいたします。</u> 踏まえて学校施設の水害対策に取り組むに当たり、治水担当部局、防災部局等に対 し、等の学校設置者との連携の強化を要請する事務連絡を、内閣府(防災担当)及び で発出していることを申し添えます。 踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引(概要) いては、下記 HP に掲載しています。 go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/063/toushin/mext_00002.html 防災教育(マイ・タイムラインの活用)について ンとは住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風等の接近に 川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、 避難行動のための一助とするものです。その検討過程では、市区町村が作成・公表 マップを用いて、自らの様々な洪水リスクを知り、どのような避難行動が必要か、 ミグで避難することが良いのかを自ら考え、さらには、家族と一緒に日常的に ンを作成することで「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を可視化し、共有す いざというときに、それぞれが先を見越しながら適切に対応することができるだ </td> <td> チェックリストとしても活用が可能です。また、その作成過程において防災 の学習に加えて、台風や大雨といった災害のイメージを具体的に描きなが 災教育が期待できます。 ては、各自治体の関係部局との連携や各地域の水防団(消防団)から協力 と、各地方整備局の河川事務所等において、マイ・タイムライン講習会等 り、学校からの要請を受けて講師の派遣が行われているほか、国土交通省 ムライン作成支援のための資料を作成し、Web ページで公表されてい る。 ンに関する情報は、1 の手引に関する情報とともに、学校における水害 校安全ポータルサイトにて集約・公表していますので、ご活用ください。 ポータルサイト て」の特設ページはこちら ext.go.jp/suigaibousai/index.html ムライン river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/mytimeline/index.html ポータル に役立つ情報・授業で使える動画等のコンテンツを収録したポータルサイト) river/bousai/education/index.html  (QR コード)  (QR コード)  (QR コード) </td>	記 踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引 ～子供の安全確保と学校教育 のための <u>頼り</u> かな学校施設を目指して～)について 令和 3 年 12 月から「学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力 基良昭 東京大学生産技術研究所教授)を開催し、今後の学校施設の水害対策の 具体的な検討手順等について検討を行い、このたび、手引として取りまとめました 水害に対して学校施設が担う役割、②水害リスクを踏まえた浸水対策の必要性、 担当の関係部局との連携体制の構築等の基本的な考え方を踏まえて、想定される 程度等を踏まえた学校施設の水害対策の方向性や優先度、個々の学校施設の対策 の具体的な検討手順等を示しています。 <u>おかれては、本手引を参考としつつ、関係部局等からの協力を得ながら、学校施設 さんでいただくようお願いいたします。なお、整備に際しては、老朽化対策などの することも視野に入れ、検討をいただくようお願いいたします。</u> 踏まえて学校施設の水害対策に取り組むに当たり、治水担当部局、防災部局等に対 し、等の学校設置者との連携の強化を要請する事務連絡を、内閣府(防災担当)及び で発出していることを申し添えます。 踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引(概要) いては、下記 HP に掲載しています。 go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/063/toushin/mext_00002.html 防災教育(マイ・タイムラインの活用)について ンとは住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風等の接近に 川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、 避難行動のための一助とするものです。その検討過程では、市区町村が作成・公表 マップを用いて、自らの様々な洪水リスクを知り、どのような避難行動が必要か、 ミグで避難することが良いのかを自ら考え、さらには、家族と一緒に日常的に ンを作成することで「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を可視化し、共有す いざというときに、それぞれが先を見越しながら適切に対応することができるだ	チェックリストとしても活用が可能です。また、その作成過程において防災 の学習に加えて、台風や大雨といった災害のイメージを具体的に描きなが 災教育が期待できます。 ては、各自治体の関係部局との連携や各地域の水防団(消防団)から協力 と、各地方整備局の河川事務所等において、マイ・タイムライン講習会等 り、学校からの要請を受けて講師の派遣が行われているほか、国土交通省 ムライン作成支援のための資料を作成し、Web ページで公表されてい る。 ンに関する情報は、1 の手引に関する情報とともに、学校における水害 校安全ポータルサイトにて集約・公表していますので、ご活用ください。 ポータルサイト て」の特設ページはこちら ext.go.jp/suigaibousai/index.html ムライン river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/mytimeline/index.html ポータル に役立つ情報・授業で使える動画等のコンテンツを収録したポータルサイト) river/bousai/education/index.html  (QR コード)  (QR コード)  (QR コード)
---	---	--

④「防災教育ポータル」掲載コンテンツの活用

自然災害から命を守るためには、一人一人が災害時において適切な避難行動をとる能力を養う必要があり、幼少期からの防災教育が重要であることから、国土交通省では、大規模氾濫減災協議会において、教育委員会等と連携・協力して、学校における防災教育が充実されるよう取組の強化を図っているところです。

平成30年3月に「**防災教育ポータル**」を開設、防災教育の指導計画（案）や防災教育の進め方等に関する手引き・ガイドライン等の事例内容を掲載、拡充しており、情報・資料の提供を通じて教育機関等による防災教育の推進を支援。



いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

防災教育ポータル

学校で授業を行う先生方をはじめ、皆様に防災教育に取り組んでいただく際に役立つ情報・コンテンツとして、国土交通省の最新の取組内容や、授業で使える教材例・防災教育の事例、自宅でも気軽に学べる防災教育動画などを紹介しています。

最新の取組 ！トピックス	防災教育に取り組む先生方に役立つ最新の取り組みや、子ども向けの動画素材などを紹介しています。
学年別・分野別の事例 教材集	授業づくりに必要な指導計画、板書計画、発問計画などについて紹介しています。学年別、分野別でも絞り込み可能です。
授業の参考資料 伝わりやすい写真やイラスト 素 材	授業の参考資料となる写真や映像、イラスト、資料について紹介しています。素材や目的別に絞り込み可能です。
これから始める際の進め方 手引き	これから防災教育を始める教員のための手引きや、避難訓練のガイドブックなどを紹介しています。
リンク集	防災教育に取り組んでいる関係機関のページへのリンク集となっています。

災害時の危険な状況や気をつけるべきポイントをまとめた「カードゲーム」や授業を補完する「動画」、防災教育を行う教員のための「ガイドブック」もこのポータルに！！



▲防災カードゲーム
「このつきながおきるかな？」
～洪水・津波、土砂災害、地震を公開しています～



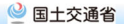
▲子ども向け動画
「小学校6年理科向け動画
土地のつくりと変化」



▲教員のためのガイドブック
「いのちを守る 教員のためのブックレット」



URL: <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>



国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 【お問い合わせ先】03-5253-8111(代表電話) (R4.5)

掲載されている情報・コンテンツの例

最新の取組
！トピックス



子ども向け動画
「災害から身を守る」

防災教育に取り組む先生方に役立つ最新の取組を紹介しています。



防災カードゲーム「このつきながおきるかな？」

学年別・分野別の事例
教材集



小学校で行われた洪水避難訓練の例
(国土交通省)

どのような授業にするか、具体的な内容について参考になる、他校での授業事例等を紹介しています。

【その他掲載サイト】
・水防災意識社会再構築ビジョン(国土交通省)
・チャレンジ！防災48(総務省) など

授業の参考資料
伝わりやすい写真やイラスト
素 材



フィクションドキュメンタリー「荒川氾濫」
(国土交通省)より

ダウンロードしてすぐに使えるスライドや解説書・副読本・動画などの教材を紹介しています。

【その他掲載サイト】
・親子で学ぶ水災害(国土交通省)
・「防災まちづくり」を考える(内閣官房) など

これから始める際の進め方
手引き



水害からの避難訓練ガイドブック
(令和4年3月版)(国土交通省)

防災教育を始める際に参考となる手引き・ガイドブックや指導計画の作成例などを紹介しています。

【その他掲載サイト】
・地域における防災教育の実践に関する手引き(内閣府)
・学校安全<刊行物>(文部科学省) など

大雨特別警報の解除後の氾濫に対する注意喚起

- 大雨特別警報の「解除」を安心情報と捉えた住民が自宅に戻った後に、時間がたってから氾濫が発生。大雨の後に時間差で発生する氾濫への注意喚起が必要であることから、大雨特別警報の解除を警報への切替と表現。
- 警報への切替に合わせて、今後の水位上昇の見込みなどの河川氾濫に関する情報を発表。
- メディア等を通じた住民への適切な注意喚起を図るため、予め本省庁等の合同記者会見等による周知を図るとともに、SNSや気象情報、ホットライン、JETT(気象庁防災対応支援チーム)による解説等、あらゆる手段で注意喚起を実施
- 「引き続き、避難が必要とされる警戒レベル4相当が継続。なお、特別警報は警報に切り替え」と伝えるなど、どの警戒レベルに相当する状況が分かりやすく解説

大雨特別警報の切替に合わせて河川氾濫に関する情報を発表

今後の水位上昇の見込みなどの河川氾濫に関する情報を発表し、引き続き警戒が必要であること、大河川においてはこれから危険が高まることを注意喚起

久慈川洪水予報(臨時)
令和〇年〇月〇日〇時〇分
国土交通省 常陸河川国
気象庁 水戸市

「茨城県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

茨城県の大雨は峠を越え、大雨特別警報は警報に切り替わりますが、久慈川の洪水はこれからも警戒が必要です。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

久慈川では、**氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報)**を発表中です。

久慈川の 富岡 水位観測所(茨城県常陸大宮市) 区間において氾濫が発生。富岡 水位観測所(茨城県常陸大宮市) では、水位が上昇中であり、引き続き、水位が高い状況が継続する見込みです。
久慈川の 棚橋 水位観測所(茨城県日立市) では、水位が上昇中であり、まもなく最高水位に到達する見込み。氾濫のおそれあり。

河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
久慈川	富岡 (茨城県常陸大宮市)	氾濫発生中	水位上昇中
久慈川	棚橋 (茨城県日立市)	氾濫危険水位超過	水位上昇中。まもなく最高水位

メディア等を通じて住民へ適切に注意喚起

メディア等を通じた住民への適切な注意喚起を図るため、予め本省庁等の合同記者会見等による周知を図るとともに、SNSや気象情報等あらゆる手段で注意喚起を実施



大雨特別警報解除時に河川氾濫に関する情報を発表します！（臨時洪水警報）

住んでいる地域の大雨特別警報が解除等（警報への切替）された時、**河川の氾濫の危険性**があるのに、「もう安全になった」という誤解をしてしまう住民の方もいらっしゃいます。

このため、大雨特別警報の解除等にあわせて、河川の情報を発表し、氾濫の危険性について、注意喚起を行います。

対象河川：国の洪水予報河川（洪水予報区ごとに判断）

発表主体：河川管理者（国）と気象庁（気象台）の共同発表

大雨特別警報が解除される都県を浸水範囲にもつ洪水予報区※¹において、洪水予報（レベル3以上）が発表※²されており、今後、氾濫の恐れのある場合に発表※³される。

※¹：氾濫しても、大雨特別警報解除都県が浸水しない河川は対象外

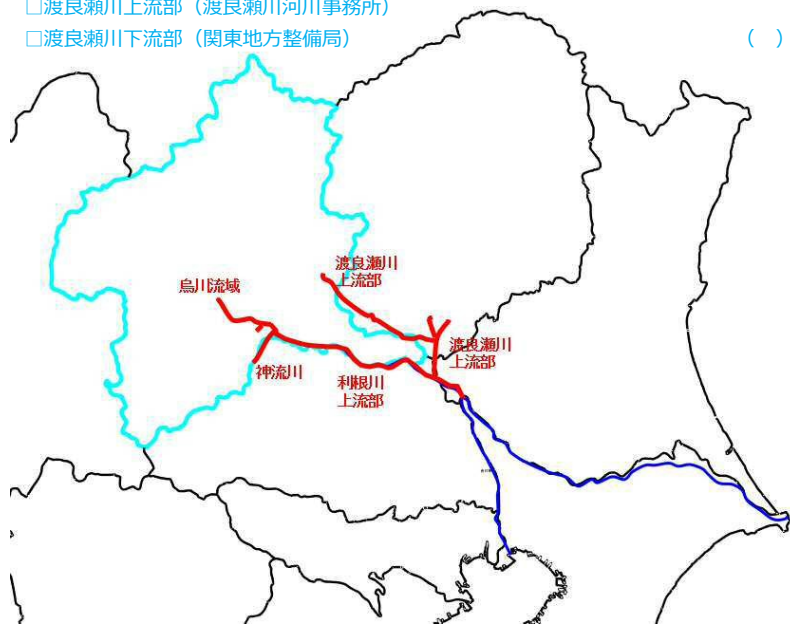
※²：利根川・荒川においては、洪水予報が発表されていない場合でも、危険性があると判断された場合には対象となる。

※³：氾濫の恐れが無い場合は発表しません。

例）群馬県の大雨特別警報が解除された場合、以下の河川が対象となる。

- 利根川上流部（関東地方整備局）
- 烏川流域（高崎河川国道事務所）
- 神流川（高崎河川国道事務所）
- 渡良瀬川上流部（渡良瀬川河川事務所）
- 渡良瀬川下流部（関東地方整備局）

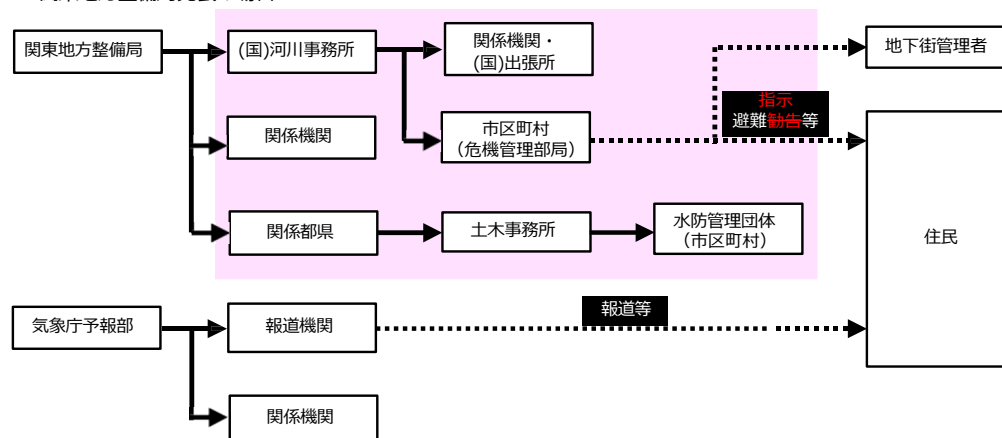
（ ）は発表主体



臨時洪水予報の伝達方法

現在の洪水予報の伝達系統は、下図のとおりFAXで伝達していますが、

■関東地方整備局発表の場合



臨時洪水警報は、関係機関全員（ ）に一斉メール送信します。



ちなみに、発表前には国土交通省・気象庁で共同会見が実施されます。

このようなメールが届きますので、



※PDFファイルが添付されます。

返信メールをいただかないと電話確認が必要となりますので、お手数ですがよろしくお願いします。

市区町村（危機管理部局）におかれましては、必要に応じて住民周知をお願いします。

※伝達先については、現在の洪水予報と同一となりますので、大雨特別警戒情報解除都

県以外の都県（及び関係市町村）にも伝達されます。

群馬県大雨特別警報解除で、利根川上流部 洪水警報（臨時）発表の場合
群馬県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都及び都県内市区町村（浸水想定区域内）が伝達先となります。
他の都県で解除された場合でも同様に1都4県が伝達先となります。

※そのため、大雨特別警報解除のたびに発表される場合があります。

利根川上流部ですと、
群馬県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都 の大雨特別警報解除のたびに
臨時洪水予報が発表されるケースも想定されます（計5回）
（まとめて発表される場合もあります）

※大雨特別警報の解除による発表の判断は都県単位でとなりますので、特別警報が発表されている地区が、流域外であっても対象となります。

埼玉県秩父地方（利根川の流域外）のみで大雨特別警報が発表されており、これが解除される場合、埼玉県のため利根川上流部でも臨時洪水警報を発表します

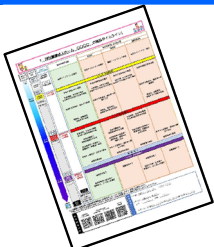
⑥要配慮者利用施設の避難訓練の実施（避難訓練の支援ツール）

要配慮者利用施設
避難訓練支援ツール

市区町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設では、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が”義務”づけられています。水害時の避難訓練に役立つ4つの支援ツールを紹介しますので、ご活用ください！！

施設でのタイムラインを作成していない、災害時の役割の手順が決まっていない

施設タイムラインツール



初めてで訓練の手順がわからない、どんな訓練を実施すべきかイメージできない

シナリオ簡易作成ツール



各職員の役割や分担、活動内容が理解できていない、見直しを行いたい

アクションカードツール



図上訓練を実施してみたい、どうしても実動での訓練実施が難しい

DIQツール



要配慮者利用施設 浸水対策 関東

検索



URL : <https://www.ktr.mlit.go.jp/river/bousai/index00000029.html>

■情報収集に関する参考サイト				
気象庁 防災情報	国土交通省 浸水ナビ	国土交通省 川の防災情報	国土交通省 ハザードマップ ポータルサイト	
○雨量や台風情報等の把握	○地点別の浸水深	○川の水位や河川カメラ映像	○自治体のハザードマップ	
				
■災害や気象に関する参考サイト				
国土交通省 過去の災害記録 (全国の災害)	国土交通省 過去の災害記録 (関東地方の災害)	気象庁 顕著な災害時の気象	気象庁 台風に関する知識	気象庁 線状降水帯に関する知識
○被災写真や動画等の記録	○関東地方の大規模災害情報	○災害をもたらした気象事例	○台風情報の種類と表現方法	○線状降水帯の各種情報
				
■避難確保計画・避難訓練に関する参考サイト				
要配慮者利用施設における避難確保に関する研修資料		要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集	要配慮者利用施設における避難の取り組みの成果事例集	避難訓練の映像
○事例を用いた防災力の向上(テキスト資料)	○事例を用いた防災力の向上(動画資料)	○避難方法等の参考事例	○水害時の避難の参考事例	○避難訓練の映像(徳島県)
				洪水編  土砂災害編 

<問い合わせ先>

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水災害対策センター 水災害調査係

〒330-9724 埼玉県さいたま市新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

電話:048(601)3151(代表)

⑦ワンコイン浸水センサ実証実験_第2回実証実験関係者全体の情報共有・意見交換会議

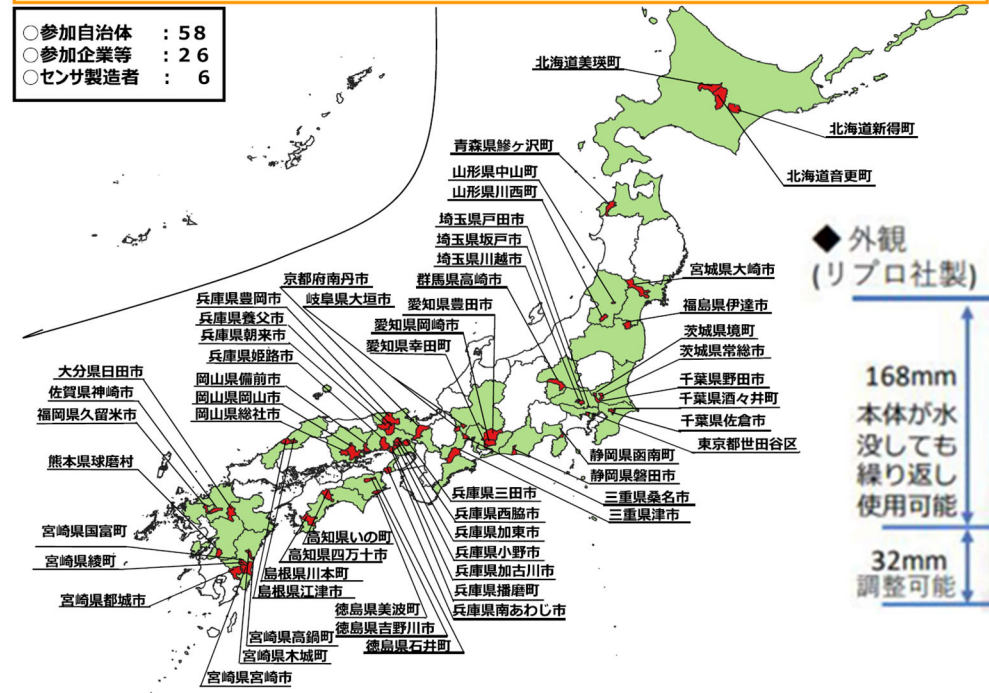
《国交省ワンコイン浸水センサ実証実験：浸水の危険性がある地域にセンサを多数設置し、リアルタイムにその状況を把握する》
浸水状況をいち早く把握し迅速な対応を行うため、センサを用いてリアルタイムに浸水状況を把握する仕組みの構築に向け、国や自治体等様々な関係者がセンサを設置し、その特性や情報共有の有効性等を検証する。

モデル地区：加古川市（共同参加者：(株)リプロ） 浸水実績のあるエリアに浸水センサ(リプロ社製)を11台設置
（参考）独自センサ13台設置（オプテックス(株)、京セラコミュニケーションシステム(株)、東京海上日動火災保険(株)・応用地質(株)）

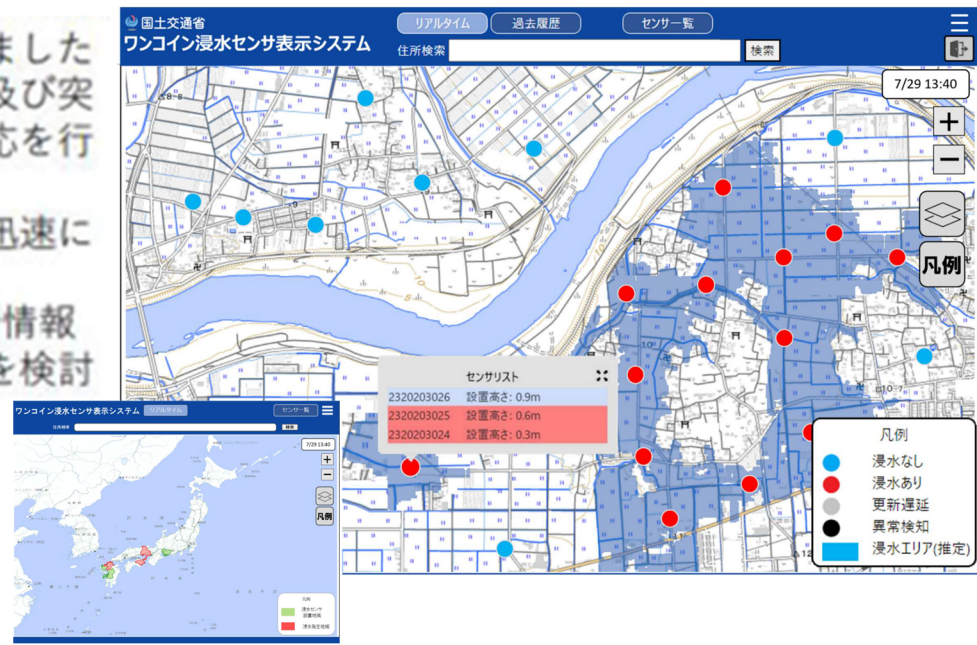
○これまで設置してきた水位計や監視カメラは主に河川を中心としてきましたが、この度のワンコイン浸水センサ実証実験では、近年多発する局地的及び突発的な豪雨により発生する内水氾濫をリアルタイムで把握し、迅速な対応を行うため、溢水する水路を中心に設置。
○今年度、突発的な豪雨の際に水路からの溢水を感知することができ、迅速に水門・樋門を操作し浸水被害の軽減が図られた。
○今後、データ連携基盤FIWAREや防災情報システムとAPI連携することで情報の一元化を図り、浸水被害の未然防止や効率的・効果的な仕組みづくりを検討

ワンコイン浸水センサ実証実験 参加自治体（R6.1.31時点）

- 参加自治体 : 58
- 参加企業等 : 26
- センサ製造者 : 6



センサの設置状況



⑧水害リスクライン（市町村向け）

「国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）」について

国管理河川では、数 km～数十 km の予報区域を対象に発表する洪水予報等に加えて、縦断的な水位（水面形）を計算により推定し、左右岸それぞれ、概ね200m ごとの洪水の危険度分布（水害リスクライン）を令和 2 年より提供している。

概ね200mごとに推定した水位が、堤防等の高さを超過し、氾濫している可能性のある箇所を黒色（警戒レベル 5 相当情報）で表示するなど、各箇所の危険度をきめ細かく把握できることから、避難情報発令の参考にできる。

<https://frl.river.go.jp/>（一般向けに現況値を提供）

※市町村向けサイトでは、6 時間先までの水位予測や危険度分布を提供。

